

公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2022

冬号



No.574

Schedule 主要行事予定

令和4年11月～令和5年1月

11月

1日(火) 一般不可

●生活習慣病検診①

【場 所】ココファン横浜鶴見

【時 間】9:30～

1日(火) 一般不可

●青年部会正副部会長会議

【場 所】法人会会議室

【時 間】18:30～

2日(水) 一般不可

●女性部会役員会

【場 所】法人会会議室

【時 間】18:00～

8日(火) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】法人会会議室

【時 間】19:00～

9日(水) 一般可

●第59回チャリティーグリーン研修会

【場 所】姉ヶ崎カントリー倶楽部

【時 間】8:42～

14日(月) 一般不可

●生活習慣病検診②

【場 所】ココファン横浜鶴見

【時 間】9:30～

15日(火) 一般可

●第26回ほうじん劇場

【場 所】サルビアホール

【時 間】17:50～

17日(木) 一般不可

●六団体共催講演会

【場 所】鶴見青色申告会館会議室

【時 間】10:30～

20日(日) 一般可

●つるみんピック2022

【場 所】鶴見大学体育館

【時 間】12:20～

22日(火) 一般可

●新設法人説明会

【場 所】法人会会議室

【時 間】13:30～

25日(金) 一般可

●決算法人説明会

【場 所】法人会会議室

【時 間】13:30～

25日(金) 一般不可

●第36回全国青年の集い沖縄大会

【場 所】沖縄アリーナ

【時 間】14:00～

30日(水) 一般可

●第39回源泉所得税研修会⑤

【場 所】法人会会議室

【時 間】13:30～

12月

6日(火) 一般不可

●青年部会正副部会長会議

【場 所】法人会会議室

【時 間】18:30～

7日(水) 一般不可

●生麦支部幹事会

【場 所】鈴よし

【時 間】18:30～

8日(木) 一般不可

●青年部会12月例会「望年会」

【場 所】川崎日航ホテル

【時 間】18:00～

13日(火) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】法人会会議室

【時 間】19:00～

14日(水) 一般可

●第39回源泉所得税研修会⑥閉講式

【場 所】法人会会議室

【時 間】13:30～

16日(金) 一般可

●決算法人説明会

【場 所】法人会会議室

【時 間】13:30～

1月

7日(土) 一般不可

●鶴見区賀詞交歓会

【場 所】サルビアホール

【時 間】10:30～

9日(月) 一般可

●令和5年鶴見七福神めぐり

【場 所】熊野神社他

【時 間】10:00～

10日(火) 一般不可

●青年部会正副部会長会議

【場 所】法人会会議室

【時 間】18:30～

17日(火) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】法人会会議室

【時 間】19:00～

18日(水) 一般可

●新設法人説明会

【場 所】法人会会議室

【時 間】12:30～

18日(水) 一般可

●令和5年新年賀詞交歓会

【場 所】崎陽軒本店

【時 間】18:00～

20日(金) 一般可

●決算法人説明会

【場 所】法人会会議室

【時 間】13:30～

最新の予定については、
鶴見法人会ホームページをご覧ください。

表紙モデル募集

会員ご家族の思い出に、お子様やお孫さんの成長の記念に。ホットラインの表紙モデルはいかかですか。

お問い合わせは 鶴見法人会事務局 045-521-2531



Plofile

法人名：有限会社清野工業
役職名：代表取締役
氏 名：清野 初儀 氏
氏 名：小永井 基さん
続 柄：孫
支 部：駒岡支部
撮影場所：セントラルスタジオ

Index

法人会全国大会千葉大会……………1～3
理事会報告/事業レポート……………4～5
エッセイ 酒と時の流れとバーテンダー……………6
エッセイ 旧時代を思う……………7
鶴見税務署からのお知らせ……………8
新年賀詞交歓会のお知らせ/新入会員紹介/会員増強について/税務無料相談 ……9
横浜市からのお知らせ……………裏表紙

第38回法人会全国大会 (千葉大会)

10月13日(木)



全法連主催の法人会全国大会千葉大会を幕張メッセ幕張イベントホールにて開催した。当会からは、大島会長以下8名で参加した。

この大会は、「法人会の税制改正に関する提言」の内容を発表する場であります。

第一部記念講演では、ニュースキャスター安藤優子氏による「女性がテレビで働くということ」の講演会を開催した。

＜基本的な課題＞

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがパラキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

それにはマイナンバーカードの利便性をいかに高め身近な制度にするかが重要である。その最も有効な手段はマイナンバーカードの健康保険証利用といわれる。

「骨太の方針2022」では、令和6年度中を目途に保険証利用について選択制を導入し、さらには保険証の原則廃止を目指すこととしている。まずはこれを着実に実行せねばならない。

また、各種行政サービスの手続きをワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化もカード普及に有効である。制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。今後の最重要課題は社会保障と税、災害対策となっている現在の利用範囲をどこまで広げるかである。先進国の例も参考に広範な国民的議論が必要である。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。
- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。
- (3) 中小企業等の設備投資支援措置
中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年

3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式会社を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を求める。
 - ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
 - ② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し
取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業等に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となり影響は大きい。シ

III. 地方のあり方

一般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方活性化の原動力にはなり得まい。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。コロナ対応でもそうだったが、地方よりはるかに財政が悪化している国に多くの財源を依存しているような体質では、いつまでたっても自立・自助の精神は確立できない。「ふるさと納税制度」については、昨年度の納税が約8,302億円と過去最高を記録したこともあり、地方活性化と財源確保の切り札であるかのような議論がある。しかし、これは過度な返礼品競争が依然として続いている結果といわれており、本来の地方活性化策である新たな地場技術や独自のビジネス手法の開発とは乖離した安易な手法と言わざるを得ない。

そもそも住民税はあくまで居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわないとされる。少なくとも納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、抜本的な見直しが必要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特長に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

3. 租税教育の充実

≪税目別の具体的課題≫

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は損金算入とすべき現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

① 基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

② 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③ 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。

制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要はあるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。

① 贈与税の基礎控除を引き上げる。

② 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受

けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなぐ据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、収収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和4年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3) 電子申告

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。

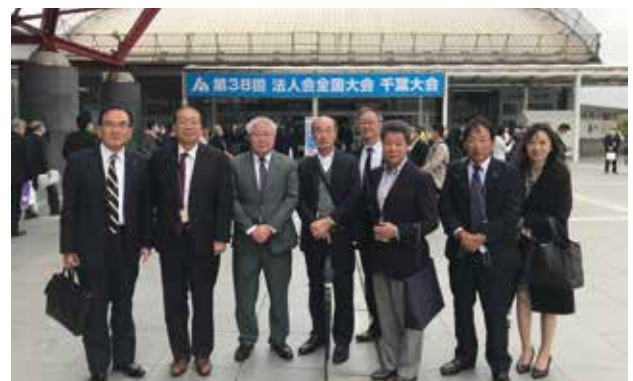
令和5年度税制改正スローガン

○ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、
税財政改革の実現を!

○適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を!

○厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を!

○中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を!



理事会報告

8月10日(木)

法人会会議室において、理事・監事20名が出席し開催した。
議題は、下記についての承認・報告をおこなった。

承認事項 入会・退会報告について

報告事項 理事の変更と組織体制について
職務執行状況報告について



大島会長



鶴見税務署副署長 江崎さおり様

事業 Report

7月研修例会

7月23日(土)

青年部会

法華宗(本門流)大本山光長寺塔頭西之坊住職である宮村光明氏をお迎えし、部会員15名が参加して講演会を開催した。宮村住職は大学卒業後大手エステサロンに店長として勤務。その後五つ星ホテルに勤務されていたが、御実家で住職としてお勤めされていた御尊父の病をきっかけに、約5年間修行所に入寺し、現在68世光長寺西之坊の住職としてお勤めされている。

法話の中で、第六感、眼、耳、鼻、舌、身、意の意について霊を動かす・体を動かす・言葉を動かす・行動に動かす、それは先ず自分の心が動かないと何も動かないと伺ったのがとても印象に残った。

また経営するということは、自分の中にある縦の糸を多少ブレながらも大事にすることを御教示いただき、改めて身の引き締まる思いがした。

その他に・回向(えこう)見返りを求めない、違う視点から見る・喜捨(きしゃ)自分から喜んで捨てる手放すなどはとても難しいお話でしたが普段聞くことができないお話を聞けてとても充実した研修例会となった。



8月組織例会

8月22日(月)

青年部会

8月22日に川崎グランドボウルにてボウリング大会を実施した。新型コロナウイルスの蔓延により2年間開催できず、3年振りに行ったボウリング大会は法人会員のみ参加にて無事に開催することが出来た。参加者は本会より高木副会長、鶴見法人会青年部会員44名、事務局1名総勢46名の例会となった。開会に先立

ち、高木副会長と田中部会長による始球式を合図に各レーン親睦を深めつつゲームが始まった。各委員会チームの上位5名による平均スコアの対抗戦の結果は総務委員会チームの勝利となった。今回は非常にレベルが上がっており、腕を磨いた熱気あふれるボウリング大会は無事終了した。その後の懇親会では個人賞、委員会賞等々の発表やボウリング談義に話が続く中、無事8月例会が終了した。



福利厚生制度推進連絡協議会

9月7日(木)

厚生委員会

ホテルプラム横浜にて、令和4年度福利厚生制度推進連絡協議会を28名が参加し開催した。

福利厚生制度受託保険会社の大同生命保険(株)・AIG損害保険(株)・アフラック生命保険(株)3社より当法人会の同制度加入状況報告と今後の推進施策についての説明があった。



第39回源泉所得税研修会

第一講・開講式

9月28日(水)

源泉部会

全6回にわたり研修会を開催。第1回目として9月28日(水)は受講者16名が出席し、鶴見税務署長 友岡一範様より「財政の現状と税務行政の今後について」と題し講演をいただいた。

第2部では、コロナ禍で2年間は郵送のみで行っていた「税金クイズ」を、鶴見税務署幹部の方々のご協力をいただいて、おこなった。インボイス制度についてもクイズになっており、多岐にわたり税金について学ぶことができた。



初級簿記講習会

10月3日(月)～17日(月)

税制委員会

全10日間の講習会を法人会会議室にて開催した。

東京地方税理士会鶴見支部の古瀬貴一税理士(前半)、西澤博史税理士(後半)が講師を担当し、会員企業延べ50名の受講者が簿記の仕組みから決算までの講習を受けた。

税務研修会

10月20日(木)

女性部会

当法人会会議室において、21名が参加し開催した。

第1部は鶴見税務署長 友岡一範様より「財政の現状と税務行政の今後について」と題し講演をいただいた。

第2部では、コロナ禍で2年間は郵送のみで行っていた「税金クイズ」を、鶴見税務署幹部の方々のご協力をいただいて、おこなった。インボイス制度についてもクイズになっており、多岐にわたり税金について学ぶことができた。



女性部会連絡協議会セミナー

9月13日(火)

女性部会

一般社団法人 神奈川県法人会連合会『女性部会 連絡協議会セミナー』が崎陽軒本店にて開催され、135名の参加があり、本会女性部会からは関口部会長以下5名が参加した。

特別講演は 宮本アソシエイツ 代表 宮本佳代子氏による『唯一無二。宮本佳代子流生き方 ～年齢は財産～』という演目が行われた。

講師の宮本氏は小泉純一郎元総理の妻として2回の選挙を経験し、三男を妊娠中に離婚。その後、不動産業のトッププレーヤーとして39年活躍をし、上席アドバイザーとして個人、法人向けの不動産売買仲買や相続、投資、資産コンサルティングに従事した経験等を楽しく興味深くお話をされ、とても勉強になった。

講演会後は懇親会が開催予定だったが、新型コロナウイルス感染防止のため中止となった。



青年部会連絡協議会

情報交換会

10月20日(木)

青年部会

青年部会連絡協議会情報交換会がレンブラントホテル厚木にて開催され、青年部会からは田中部会長以下10名が参加した。

第一部は 医学ジャーナリスト 松井宏夫氏による「最先端医療の現状～ここまで進んだがん治療～」という演目で特別講演が行われた。その後、単位会青年部会活動発表があり、協力保険3社より現状報告が行われた。講演会後は懇親会が行われ、親睦を深めた。



バス研修会

10月22日(土)

組織委員会

組織委員会主催のバス研修会を会員70名・バス3台で開催した。当日は曇り空の中、山梨方面へ出発した。10月11日から始まった全国旅行支援と秋の行楽シーズンも重なって渋滞に巻き込まれて、当初予定していた桔梗屋アウトレットでのお買い物・ワイン工場見学は取り止めとなった。直接フルーツパークにて昼食をとった。その後、里の駅にて野菜の詰め放題・ぶどう狩りを楽しんだ。また、バス車内では税に関するDVDを鑑賞し研修をおこなった。





酒と時の流れとバーテンダー

鶴見駅東口側の路地裏に夜な夜な仲間の集まる BAR がある。ノスタルジックな趣の店の割にファンキーなバーテンダーが待ち構える。店の名前は「ぶらうん」。鶴見法人会の仲間の店ではあるが、会社員が仕事帰りに立ち寄る姿も珍しくない。マスター目当てか女性の客も数多い。そんなお店のそんなマスターが一人のバーテンダーとして語りだした…。

かれこれ 16 年、カウンター内に立ち続けるとバーテンダーとしていろんな事を感じる。近年で言えばまさかこんな事が…、お店の営業が出来無くなるというコロナ禍が来るとは誰が想像しただろう。

16 年前のお客様。4、50 代でバリバリ遊び、働きまくり、寝ても覚めてもゴルフと言っていた人。夜中の 2 時頃に空のテキーラ瓶を振りながら次を買って来いと騒いでいた人。そんなお客様達も定年を迎えたり仕事を退いたりとは時は移り替わる。またそういったお客様達は環境の変化と共に大体角が取れてくる。そのような姿やお客様の気持ちに寄り添って話を聞いていると、なんだかこの仕事の面白さ、大切さが日に日にどんどん解ってくるものである。

稀に自分の成人した息子、娘などを連れて来てくれる事もある。なんと孫を連れて来てくれた人だった。そういう姿を見ていると何か長く BAR を営んできて凄く良かったなと本気で喜んでいる自分がいる事に気が付く。

店を長くやってもやはり水商売、景気状況で大きく売上は変わる。今回のコロナ禍もそうだが、東日本大震災の後など本当にもう店は経営的には厳しく、保たないかな…なんて状況まで行った。コロナや震災だけでは無い。リーマンショック、長期のデフレ、突然のインフレ、今回のロシア×ウクライナの戦争などなど…他にも沢山あったな～。

お客様が来ない → 売上が足りない → 経営が厳しい → 良いスタッフが辞める → 店が面白くない → 精神状況はおかしくなる。色々なマイナスな事が積み重なり連鎖する。でもその度に何とか何とか、何とか乗り越えて今がある。

お店を始めた時は常に緊張ドキドキが毎日続いていた。でもいろんな事を乗り越えて来ると、確かに経営者として知恵は付くし色々な意味でタフになる。多少のことでは動

じない凶太さも養われてくる。

それでも辛く動じてしまうのが常連のお客様との別れである。予期せずお店から遠のかれる理由…。引っ越しや転勤などの理由なら又いつかお会いする事もあるだろう。お店の不幸が原因なら待ち続けよう。でも、天寿を全うされた方、不幸にも病気や事故で亡くなる方、そして自ら旅立つ方もいる。そんな時は本当に何かしてあげる事、言ってもらえる事は無かったのかなと、もう何度も長く悔やんでしまう。バーテンダーなのにとって…。

丸 2 年以上続いたコロナ禍による休業から晴れて、飲んで歌えるようになってきた。まだまだ自主的な予防の観点は必要だが、お客様方皆の顔は本当に楽しそう。普段はカラオケなど興味を示さない人も歌いまくり、無口だと思っていた人も喋りまくりだ。酒場の役割がどんなものかはまだ勉強中ではある。でも仕事場以外のコミュニケーションが取れる大事な場所である事だけは確かなんだな～と、感染防止のビニールで囲われたカウンターの中で感じた。

日頃も笑顔しか見たことが無い。プライベートの彼もカウンターの中に立つ彼そのままである。でもそんな彼が日常に戻りつつある現在を更に本当に嬉しそうに話っていた。

さて、今夜は早めに仕事を切り上げて奴の顔でも見に行か…。

広報委員 元田勇次





旧時代を思う

現在は情報化社会と言われている。この情報化というのは大体においてインターネット・携帯電話・スマホの事だ。最近ではAIだのメタバースだの暗号通貨だのまた新たな概念が登場しているし、これらの新語もあつというまに古くなるのだろう。今やネットのない生活など考えられないし、私も恐らくスマホ依存症に足を踏み入れている。気が付けばYouTubeで音楽を聴き、SNSにアクセスしてしまっているのだ。社会だってインターネットの存在の上で当たりまえのように回っている。思えば遠くへ来たものだと思う。今の20代以下の方は、インターネットがない時代を想像できないのではないかと。私は現在どっち側の年齢かは訳あつて言えないが、いわゆるアラフォーと呼ばれる年代であり、旧時代を体験した事がある。旧時代も良いところも悪いところもあった。

例えば、昔は「晒される」恐れがなかった。

昔であればコンビニの大人向け雑誌コーナーで立ち読みをしているところを知り合いに目撃されようが、酔っばらつて道端で寝ようが、当事者と目撃者の記憶に残るのみであつたが、今であれば少し悪いこと・恥ずかしいことなどをしてしまった場合、それをスマホのカメラで撮影され一瞬で全世界に拡散されるという事が日常茶飯事で起こってしまう世の中である。一瞬たりとも油断はできない。(私が以上の事を行っていたという訳では決してない)

例えば、昔はSNSで余計な情報が入ってくる恐れがなかった。

今はSNSで他人の投稿が無限に近い量でどんどん入ってきて、一度はまったら最後、時間を浪費する事は確実である。昔であればそんなことはなく、ただ、まあ、それで時間を浪費しなかったとしても、では何か建設的な事をしていたという事もない。SNSなど無くても恐らく大丈夫であろう。ただ、SNSにしるWebにしる自分の好きなモノのコンテンツもすごい量でどんどん入ってくるので、そこは時間の浪費と断ずる事が出来ず往生するばかりである。

他にも他にも、旧時代もいろいろあつたが、やはり年下が生きていない大きな技術革新前の時代を生きてきたというのは大きなアドバンテージである。今後はさらに歳をとつてもしも長生きをしてしまった暁には、旧時代に関して「フロッピーディスクは1辺1mくらいあつた。皆それを持ち歩いていた」「黒電話は相手に声が届くまで5秒くらいタイムラグがあつてイライラした。正直トランシーバーの方がましだつた」「〇〇(死んで嫌いだった友人知人の名)はとんでもないやつでXXXを□□□して結果△△△した。」などのウソ話を積極的にしていきたいと思っている。

広報委員 寺嶋 将人



令和5年10月に消費税のインボイス制度が始まります

制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要となります。

1 インボイスとは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載された請求書等の書類や電子データをいいます。

インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。

2 インボイス制度とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

3 登録申請はお早めに！

インボイス制度の開始前に、「取引先への登録番号の通知」や「請求書のフォーマットの見直し」などの準備が必要となるため、登録を予定されている方は、早期の登録申請をお勧めしています。

また、登録申請に当たっては、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受け取ることができる e-Tax を是非ご利用ください。e-Tax で申請された場合、電子データで登録通知を受け取ることができ、通知書の紛失のリスクもありません。※個人事業者の方はスマートフォンからでも e-Tax で申請できます。e-Tax のご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

【登録申請のスケジュール】

令和3年10月1日から登録申請が開始しています。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、**原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。**



▶ インボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要、制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）、取扱通達 Q&A、オンライン（全国どこからでも参加可能）や税務署等の説明会開催情報や申請手続、免税事業者の方向けのコンテンツも掲載しています。

▶ 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AI を活用して 24 時間自動でお答えします。

軽減・インボイスコールセンターでは一般的なご質問にお答えします。

フリーダイヤル 0120-205-553（無料）9：00～17：00（土日祝除く）

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

インボイス制度
特設サイト



チャットボット
はこちらから





新年賀詞交歓会のお知らせ



公益社団法人 鶴見法人会
会 長 大島 正之

晩秋の候 皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、新しい年は皆様にとって素晴らしい年となりますよう祈念し、下記により新年賀詞交歓会を開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

日 時 令和 5年 1月18日(水) 受付 午後5時30分 開会 午後6時
場 所 崎陽軒本店 住所：横浜市西区高島2-13-12
TEL：045-441-8880
定 員 100名 定員になり次第締め切らせていただきます。
申込方法 12月20日までに鶴見法人会事務局あてFAXにてお申込みください。
FAX：045-503-2051 TEL：045-521-2531

☆お席ご用意の関係上、事前お申込みのない場合はお断りする事もございます。
尚、参加申込み後1月10日以降の取り消しは参加費をいただきます。ご承知おきください。

新入会員紹介 令和4年8月～9月

支部名	法人名	正会員・賛助会員	氏 名	住 所	
		電 話		業 種	紹介者
潮田	㈱マイルストーンジャパン	正会員	野路 尚弘	川崎区鋼管通 4-7-6	
		044-272-9686		小売業	山口麻子
豊岡佃野	アマサプランニングオフィス㈱	正会員	梶山 正人	横須賀市平作 2-1-32	
		090-1462-5034		広告及び各種宣伝業	申出

税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

- 相談日 令和4年11月16日(水)
令和5年1月18日(水)
- 時 間 午後1時
- 場 所 税理士会事務局 住所：横浜市鶴見区鶴見中央4-35-21
ニックハイム鶴見中央通ビル201号室

☆税務相談を希望される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

鶴見法人会に入りませんか？

法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。
お知り合いの法人等をご紹介ください。

鶴見税務署管内の
約2000社が入会

入会の
メリット

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで <http://www.tsurumi.or.jp>

鶴見法人会 検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体・グループを支援しています。

給与支払報告書や償却資産申告書はeLTAXで電提出を！

～給与支払報告書の提出について～

- ◆給与支払報告書を eLTAX（地方税ポータルシステム）で提出すると、翌年度の特別徴収税額通知の内容を電子データで受け取ることができます。
- ◆特別徴収税額通知を電子データで受け取っている場合、地方税共通納税システムで電子納税する手順がより簡易になります（入力項目が減少し、省力化できます。）。
- ◆紙で提出する場合は、必ず令和5年度の様式を使用してください。旧様式では正しい金額で課税がされないおそれがあります。

<提出にあたりご留意いただきたいこと>

○ 法令上の提出期限は1月31日です。早期提出にご協力をお願いします

1月25日頃から提出が非常に集中するため、提出後のお問合せ等に対応することが困難になります。早期提出にご協力ください。

○ eLTAXで提出する際の市区町村コードは「141003」（横浜市のコード）です

eLTAXを利用して横浜市に給与支払報告書を電子提出する際は、提出先の市区町村コードは「141003」（横浜市のコード）としてください。横浜市では、給与支払報告書は特別徴収センターで一括して収受しています。

○ 納入書は前年度の納入方法にあわせて送付しています

横浜市では、個人住民税（特別徴収分）の納入書は給与支払報告書（総括表）の「納入書の送付」欄の記載内容によらず、事業者様の前年度の納入方法にあわせて送付を決定しています（電子納税をされている事業者様には納入書は送付していません。）。

○ 退職等により普通徴収とする場合の入力方法

横浜市では特別徴収の推進を行っておりますが、退職等の事由により普通徴収とする場合は、給与支払報告書の「普通徴収」欄にチェックし、摘要欄に普通徴収切替理由に該当する符号（「普A」～「普F」のいずれか）を入力してください。未入力の場合、特別徴収となる場合があります。

【お問合せ先】

横浜市特別徴収センター（財政局法人課税課）

〒231-8314

横浜市中区山下町2番地産業貿易センタービル5階

電話：045-671-4471

受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始を除く）

横浜市 特別徴収

検索



～償却資産申告書（固定資産税）の提出について～

令和5年度分の提出期限は、令和5年1月31日（火）です！

<よくある質問>

Q1 申告書にマイナンバー・法人番号の記載は必要ですか？

A1 個人の方はマイナンバー、法人は法人番号を記載していただきます。

Q2 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。申告書は全市分を1枚にまとめても良いですか？

A2 資産が所在する区ごとに申告書を作成し、全て償却資産センターに提出してください。

【お問合せ先】

横浜市償却資産センター（財政局償却資産課）

〒231-8343

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階

電話：045-671-4384 Fax：045-663-9347

受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始を除く）

※区役所では受け付けておりませんのでご注意ください。

横浜市 償却資産センター

検索



上記書類の提出は、便利な電子申告（eLTAX）をご利用ください！ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス 検索

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、窓口に出向かずに次の納付方法で市税の納付ができます。

・地方税共通納税システム ・ページー納付 ・クレジット納付 ・スマホ決済

横浜市税 納付方法 検索